

取扱区分：公開

令和4年第11回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和4年11月25日（金）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和4年第11回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和4年第11回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和4年11月25日（金） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和4年11月25日（金） 午後4時10分
- 3 出席委員（12人） ※番号は議席番号
1番 萩原 和夫 3番 常見 淳 4番 野口 勇 5番 田鍋 光男
6番 齋藤 博司 7番 高橋 建一 8番 寺田 進 9番 岩崎 久
10番 山本 寿一 11番 吉岡 政広 12番 杉崎 國昭 13番 原田 順一
- 4 欠席農業委員（2人）
2番 門井 隆 14番 竹内 幸男
- 5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区
（平野）渋谷 悟 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）山口 恵司
（黒浜）新井 仁 （黒浜）小澤 はつ江
- 6 欠席推進委員（1人）
（平野）山口 実
- 7 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について（貸借関係）
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告 3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告 4 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
報告 5 時効取得を原因とする農地の権利移転について
- 8 出席した農業委員会事務局職員（3人）
事務局長 中里 幸雄

事務局 茂木 郁
事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和4年第11回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

初めに、令和4年10月25日に開催いたしました令和4年第10回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

なし。

（議長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●をお願いいたします。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

本日は、●●●●、●●●●から欠席との連絡がございました。

従いまして、出席委員は14名中12名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。また、推進委員の出席状況でございますが、●●●●より欠席の連絡がございました。従いまして、推進委員の出席は、5名となっております。

ただ今から、議事に入ります。

本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第4号でございます。また、報告案件が、報告1から報告5までございます。

本日は、案件数が大変多いことから時間短縮のため、関連しましたものにつきまして、事務局からの議案朗読や各委員及び事務局からの説明等、最低限に割愛させていただきたいと存じます。ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

初めに、議案書2ページ、議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借関係）」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局） ― 議案第1号、議案書朗読 ―

（議 長）

議案第1号のうち、新規設定の番号1と番号2につきましては、●●委員に関する案件ですので、説明後、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

（委 員）

譲渡人によると、中国野菜を作っているということを聞いています。問題点は特にありませんが、草が少し生えていますので、草刈りが大変だと思われます。

（議 長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

譲受人は●●●の方です。議案書19ページ、番号123の再設定の方で、既に6筆ほど借りて耕作されています。譲渡人は、初めは1年という期間で貸していたのですが、しっかりと耕作してくださっているということで3年に延長し、再設定のご希望が出ています。

譲受人は、今の土地以上に農地を拡大したいというご希望があり、地続きで隣の新規設定の土地を借り受けたいということで、農業委員会の方で斡旋させていただき、賃借という形となりました。

農地の前に小さな野菜販売の棚があり、そこで1日●●●●円ほど売れているということです。その他にインターネットの方で野菜の販売をし、かなり売れ行きがよいというお話でした。

ご本人と奥様、奥様のお父様がずっと農地に来てくださっていて、毎日耕作しています。中国野菜もですが、大根やキュウリなどの野菜も一生懸命に育てておられます。

(議 長)

ただ今の担当地区委員の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

場所はどこですか。

(事務局)

－ 所在地についての説明 －

再設定した所も新規設定した所も、全てが地続きの一団の農地となります。

譲渡人が今回賃借する場所は、お持ちの土地の半分くらいなので、譲受人としては残りの半分も借りたいと思っていらっしゃるようです。譲渡人は耕作の状況をみて、判断するということでした。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

譲受人の年齢と、現在耕作している農地の面積を教えてください。

(事務局)

再設定する土地の合計が●●●●㎡、新規設定の合計面積が●●●●㎡、合わせて●●●●㎡になります。

譲受人は●●代半ばくらいの年齢で、奥様も同じくらいです。ご夫婦でここに来る前は別の市町村にお住まいでした。最初は●●●●さんを開いていらっしゃったのですが、売れ行きがあまりよくないらしく、現在はお店はやっていないと思われます。インターネットの販売が中心だと仰っていました。かなり売れるそうです。

(委 員)

賃料が、●●●●円／10a ということで、採算が心配されるのですが、その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

●●市では、畑を借りるときの賃料の平均が、だいたいこのくらいの金額でした。そのお話をすると、譲受人は全く構わない、ということでした。とても売り上げが良いから大丈夫なようです。

(委 員)

現在まで、何年くらい農家をやっていらっしゃいますか。

(事務局)

●●では、再設定の時が初めてで、●●での耕作は2年目です。ただ、ご実家の●●では、かなり広大な農地をお持ちの農家さんのようで、小さい頃からずっと農業をやってきたということでした。奥様のお父様も、●●で農家をやっていた方のようにです。

(委 員)

●●に来て何年くらいなのですか。

(事務局)

前の市町村にどのくらいお住まいになっていたかわからないのですが、短くはないと思います。

(委 員)

行き会っているのですか。

(事務局)

何度も行き会っております。

(委 員)

市の方から新規就農者として、何か補助金等出ているのですか。

(事務局)

特に出しておりません。

(委 員)

●●の若い方にもこういう風にやってもらいたいですね。

(事務局)

そうですね。

(委 員)

●●の方で、認定農業者やそのような方を認めるような条件なのですか。

(事務局)

特に、認定農業者の条件があるから貸す、というようなことではないのですが、申請していただければそのくらいの方だと思われます。

(委 員)

認定農業者になると補助金等の支援の関係がございますので、その辺がどうなっているのかと思いました。

(事務局)

全く支援等を受ける気がないようで、ご自身でやられる自信があるようです。

(委 員)

どういう理由で●●に来られたのですか。

(事務局)

それは存じ上げません。申し訳ございません。最初は野菜を仕入れて販売していたのですが、あまりにも●●の野菜が高すぎると思われたらしく、自分で作って安い安全な野菜を売った方がよいと思われ、始められたようです。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号1と番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号1と番号2につきましては、承認することといたします。

●●委員には、入室をお願いいたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

以前から市役所に貸し借りの相談をされていたようです。市役所から譲受人の農地を紹介され、今回の申請に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

以前より譲渡人から、年に1回年末に提出する農地利用状況調査書に「農地を貸し付けたい」というご希望を添えて提出していただいております。譲受人は市内の農地だったところでもよい、ということでしたので、譲渡人の土地をご紹介したところ、今回の手続きとなりました。

譲受人は●●にお住まいの●●代の方で、今まで職業として農業をされたことはないのですが、以前からご興味があったということで、1年か半年かの農業に関する講習会に参加され、よりやりたい気持ちが出たということでした。できれば少しずつ農地を広げて、農業で生計を立てていきたいというお考えもあるようです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

譲渡人にお話しを伺ったところ、市役所の紹介で貸すことになったそうです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

こちらの譲渡人も同じような状況で、以前より調査書の中で貸したいというご希望があった場所になります。

委員さんのご説明のとおり、ずっと耕作放棄地で、蔦のような草がかなりの高さで生い茂っている場所なので、一旦はそこをきれいにしてからではないと貸付ができないと常々思っていたのですが、譲受人がそのままでよい、と仰ってくれましたので、今回の手続きとなりました。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

ジャガイモを植えたいと仰っていました。

(議 長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 1 号の番号 4 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 1 号の番号 4 につきましては、承認することといたします。

次に議案第 1 号のうち、新規設定の番号 5 につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

令和 2 年まではその田を相対で借りて作っている人がいたのですが、健康が優れないということで返されて困っていたところ、隣で耕作している人が「私が作ってもよい」となりました。

1 年は草だらけだったのですが、今年の秋に草を刈って耕耘し、来年から作付けする予定です。きれいになっています。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号5につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号6につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

譲渡人は、今までずっと自分で管理されていましたが、体力的に厳しくなったため、譲受人に相談したら、耕作していただけるようになったため、今回の申請に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号6につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号7につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

譲渡人にお話しを伺ったところ、この土地は以前から譲受人に相対で貸していた土地で、今回、書類上きちんとしてしようということで申請に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号7につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号8につきましては、●●委員に關係する案件ですので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

それでは、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

●●のブロックローテーションの關係で、今年、田をやっていたいたわけですが、来年からは利用權設定という運びとなりました。今年1年やってみて、状況をみながら、来年以降の利用權となります。場所については、集落排水処理場の近くで、来年から利用權の設定となりました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号8につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号8につきましては、承認することといたします。●●委員には、入室をお願いいたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号9から番号22につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

譲受人と直接お話ができました。譲受人は●●●をされており、一昨年くらいに退職され、本格的に田をやる状況になりました。元々、梨とお米をやっている農家なので、ほぼ自分が主力のような形でやっております。何筆もありますが、こちらは以前から相対で借りていた土地で、それを正式な形で借りることとなりました。譲受人は機械などお持ちで、今までもやってこられていますし、これからもやっていけると思いますので、問題はないかと思われ

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号9から番号22につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号9から番号22につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号23と番号24につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員に代わり、事務局から説明いたします。

(事務局)

番号23、24に関しまして、説明させていただきます。

今回、担当地区委員さんがお休みということで、説明の文章をいただいておりますので、こちらを読み上げさせていただきます。

－ 所在地についての説明 －

借受人のお宅に伺い話を聞きますと、●●の●●●●さんと●●の●●●●さんと話をし
て利用権設定に至ったとの事です。

何か補足がありましたら、事務局より補足説明お願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

こちらなのですが、以前も●●●●さんがこの2筆を借りて耕作をしていたことがあった
ということでした。相手の方が耕作しきれないということでしたので、●●さんの方で借り
受けて一団でやっていくというお話を聞いています。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号23と番号24につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願い
いたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号23と番号24につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号25から番号46につきましては、●●委員に関
係する案件ですので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

それでは、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

●●●●さんが借りている25番から46番は、●●という所です。これは●●の下から
●●の上まで、そこ一体の水を止めて畑にしてやっております。今まで4年前後くらいやっ
ていたのですが、利用権設定ができていなかったということで、ようやく来年、利用権設定
で正式に野菜を作ってやっていきたいということです。

賃料は、●●の田んぼと合わせて、だいたい安いのですが、反あたり●●●●円というこ
とで契約しております。●●田んぼということは、●●で管理はしているのですが、●●さ
んに●町●反ちょっとやってもらい、●●の方の負担を減らしてもらっているのが実情です。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

先ほどのお話にもありましたが、賃料が安いということですが、●●さんは●●の方でも広く圃場を持っておられる方です。●●の方での利用権の場合、使用貸借や賃料が発生するとしても●●●●円、●●●●円ととても安い金額のようです。前にもご説明したように、蓮田の平均がだいたい●●●●円くらいとなると、そこまで支払いができないということで、地権者の方と●●●●円で話がまとまったと聞いています。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号25から番号46につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号25から番号46につきましては、承認することといたします。

●●委員には、入室をお願いいたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号47と番号48につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。また、●●委員に関係する案件ですので、関係する審議が終了するまで、一時退出をお願いいたします。

(委 員)

これにつきましても、ブロックローテーションに●●●●さんの田があたってしまい、田が少し少ないということで、どこか探してくれということでした。そこで、●●●●さんの田の隣となる47番を借りて行うことになりました。また、48番につきましても、●●●●さんの土地の隣にあり、作業的にやりやすいということで、その田を借りて、利用権の設定となりました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号47と番号48につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号47と番号48につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、番号49から番号51につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

●●さんから、●●の転作組合の方でいつもやっているブロックローテーションの関連で、代替えで新しく「新規」ということで提出した、とお話を聞いております。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号49から番号51につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号49から番号51につきましては、承認することといたします。

●●委員には、入室をお願いいたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号52から番号111につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

同じく●●田んぼなのですが、1年と2年の契約がございます。1年というのは、今年契約して来年が2年目ということになります。また、下の方の2年というのは、新たに借りて2年ということになります。両方合わせますと、52番から111番まで、●町●反くらいになると思います。

それと、昨年、利用権設定しているものが、●町●反くらいだと思いますので、約●●ha借りてブロックローテーションを行っています。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号52から番号111につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号52から番号111につきましては、承認することといたします。

なお、再設定分の議案第1号の番号112から番号138までにつきましては、説明を省略させていただきます。また、先ほど、議案朗読にて説明がありましたとおり、番号116につきましては、今回、審議はいたしません。取り下げさせていただきます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(事務局)

116番は、先ほど説明させていただきましたが、貸し手側と借り手側の両者の話がうまくまとまらなかったということで、今回は取り下げをしたいということで話を伺っております。

よって、今回の再設定の審議は、112番から138番ということですが、その内の116番を抜いた形での審議の方をお願いしたいと思います。

(議 長)

何か質問はございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号112から番号138までのうち、番号116を除きまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号112から番号138までのうち、番号116を除きまして、承認することといたします。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案書23ページ、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第2号、番号1から番号3につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

●●●●さんにお話を聞きましたら、ご自身が高齢になり病気がちになってきたため、耕作が困難になってきたこと、周囲の田んぼを●●●●さんが買っており、やりにくいということがあります、申請に至ったそうです。

●●●●さんとはお話ができなかったのですが、●●さんのお話では、●●さん自身が耕作をしているわけではなく、周りの田んぼが買収され、うちだけ取り残されてしまうのではないかという不安があり、申請に至ったそうです。

3番目の●●●●さんは農業をやっておらず、●●●●さんに田んぼの耕作をお願いしてもらっていたのですが、●●さんがもうできないということで、申請に至ったとのこと。

(議 長)

ありがとうございます。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の2ページをご覧ください。

申請者●●●●におきまして、全部効率利用要件として、11月9日(水)に全て耕作、適正管理を確認済みです。

農作業常時従事要件は、農地所有適格法人につき、要件不要となっております。

下限面積要件としまして、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡で40アール以上であることを確認しております。

地域との調和要件として、現況は 田、取得後の計画は 畑となっており、既に周りの土地をお持ちで農地改良をされており、田んぼから畑へ転換している地域となりますので、今回も、取得後に改良し、畑として利用するとのことでした。

補足説明資料4ページの現地案内図を見ていただくと、今回の申請地3筆の下にある●●●●という筆は、購入することが不可能であったということを代理人から聞いていますので、ここの一団に関しては、これが最後との話を聞いています。

番号3の●●●●さんをお持ちの土地について、委員さんから●●●●さんが借り受けていたというお話があったとおり、今回の報告4に、18条の合意解約が出ております。中間管理を通しておりましたので、報告4番号1と2になるのですが、まず●●●●さんと●●●●さんとの18条の合意解約、次に●●●●さんと中間管理との合意解約が出ております。こちらが関連した内容となります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

田んぼから畑になるということですが、これは埋め立てか何かやっているのですか。

(事務局)

前回3条取得した場所は農地改良を行い、田んぼを畑にしました。ここの所だけが田んぼで残っています。確か今年の夏頃だと思いますが、農地改良が完了しておりまして、そこに高さを合わせるような形で農地改良を行い、一団の畑として利用していく計画になっているようです。前回の改良のやり方をみてみますと、道路を挟んで北側の、既にお持ちになっている農地の土を、こちらに持ってきて盛るという形をとると思われます。

(議 長)

他にございますか。

(委 員)

高さはどのくらいになりますか。

(事務局)

農地改良といたしまして、道路面から30cmまでしか上げられないので、30cm以内で行うと思われます。

(議 長)

他にございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1から番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1から番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案書24ページ、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第3号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、申請人の所へ話を聞きに行きました。交差点の所に●●●●があります。その前が駐車場になっており、そこに何台か入っています。その車を奥に持っていくと言っていました。今、十何台入っている所は、●●●●が移転する関係で、駐車場が不足するため、駐車場建設を予定しています。

(議 長)

ありがとうございます。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の 1 ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地であり、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地いずれの要件にも該当しない農地、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第 2 種農地となります。

申請理由については、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水、雑排水はなしとなります。

11 月 9 日に現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 3 号、番号 1 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 3 号、番号 1 につきましては、承認することといたします。

次に議案書 25 ページ、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」でございます。

それでは、議案第 4 号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局)

番号 3 については、書類不備につき、審議保留とします。

— 議案第 4 号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第 4 号、番号 1 につきまして担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

この案件については前回も報告しましたが、審議保留となっていた案件です。

こちらは前回もお話ししたとおり、息子さんの●●●●さんの住宅として申請されておりますが、是正の必要がありましたので保留になりました。今回、完全に是正されております。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の 3 ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地ですが、除外証明を確認しております。

農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地となります。

申請目的、理由については、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は市上水から取水、雨水は敷地内浸透処理、オーバーフロー分を道路側溝へ放流します。汚水・雑排水については合併浄化槽処理後、道路埋設管へ放流いたします。

11月2日現地確認しております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 4 号、番号 1 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第 4 号、番号 1 につきましては、承認することといたします。

次に議案第 4 号、番号 2 につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

この件につきまして申請人と話をしましたが、細かいことについてはわからないため、事務局の方でご説明をお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の５ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地ですが、除外証明を確認しております。

申請目的については、住宅敷地、申請理由については、家族とともにアパートを借り生活をしていますが、子供の成長とともに手狭になったことから住宅の建築を計画したということです。今後、子供の世話や、両親のことを考え、実家の近くに居住を考えていたところ、申請地は実家から車で５分と近く、上水道、排水先も確保でき、建築に最適と考え申請に至りました。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は市上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。

１１月２日に現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第４号、番号２につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第４号、番号２につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案第４号、番号３につきましては、先ほど事務局から説明がありましたとおり書類に不備があるため、今月の審議は保留とさせていただきます。

次に議案第４号、番号４につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

譲受人は、家族でハウスクリーニングの事業をやっている中で、駐車場と資材置き場が手狭になり、土地を探しておりましたところ、すぐ隣の土地を買わないかとの話があり、今回の申請に至った形となります。

土地につきましては、駐車場と資材置場として使う予定であり、事前着工もなくきれいにしてあります。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の 9 ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地となります。こちらについても、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地となります。

申請理由、目的については、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。

1 1 月 2 日に現地確認しております。

こちらの第 4 号については、先月の総会で計画変更の承認がされたため、改めて 5 条の申請をするものとなります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 4 号、番号 4 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第 4 号、番号 4 につきましては、承認することといたします。

それでは、議案書 27 ページ以降の 報告 1 から報告 5 につきまして、事務局より朗読と説明をお願いします。

(事務局) — 報告 1 から報告 5、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告 1 から報告 5 につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委 員)

報告 1 の所有権移転の理由は、相続ですか。

(事務局)

はい。報告 1、農地法第 3 条の 3 第 1 項は全て「相続」です。今後、議案書に「理由」という項目が入れられなかったら、備考欄に記載いたします。どちらかに記載できるようにし

ます。

(議 長)

他には何かございますか。

(委 員)

報告 1 の番号 3、2 つ目の面積に●●m²とありますが、なぜでしょうか。

(事務局)

おそらく、別の理由で分筆した残りだと思われます。

(議 長)

他にはございますか。

(委 員)

報告 1 の方で、番号 1 だけ申請日が 1 0 月 1 7 日、他が 1 9 日なのはなぜなのでしょう。

(事務局)

まず先に、議案書 3 1 ページ 農地法 5 条の所有権移転の届出により、この 1 筆だけ売買の 5 条届出が出されました。

よって、これだけ先に相続の手続きを 5 条と同時に言い、残りは後日まとめて出すということになりました。

(議 長)

他には何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

「なし」の発言。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —